

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u> (略)	<u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u> (略)
IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業） (略)	IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業） (略)
IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性 (略) (新設)	IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性 (略) <u>IV-3-3-4 業務執行態勢</u> <u>(1) 特定店頭オプション取引に係る留意事項</u> <u>いわゆるバイナリーオプション取引等の個人向けの特定店頭オプション取引（金商業等府令第123条第6項に規定する特定店頭オプション取引をいう。以下同じ。）の中には、短時間で損益の結果が判明するため顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあるものや、複雑な理論的根拠に基づく商品であるにもかかわらず一見単純な商品性であるとの誤解を招きやすく顧客による正確なリスクの把握が困難なもののが存在する。</u> <u>そこで、店頭デリバティブ取引業者が、個人向けの特定店頭オプション取引を取り扱う場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適切な商品設計や業務を執行する態勢の確保・整備を図る観点から、以下の点に留意しつつ、自主規制機関の策定する自主規制規則の内容を遵守しているかについて検証を行うこととする。</u> <u>① 商品性に係る留意事項</u> <u>店頭デリバティブ取引業者は、自社の提供する個人向けの特定店頭オプション取引について、金融商品取引としての適切性及び健全性を確保するため、以下の点に留意しているか。</u> <u>イ. 取引期間・取引期限について</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p>a. 取引期間（取引開始時刻から判定時刻までの期間）について、過度の投機的取引を助長するような短い期間に設定していないか。</p> <p>b. 同一の銘柄に係る各取引期限の間隔について、過度の投機的取引を助長するような短い間隔に設定していないか。また、異なる銘柄（通貨ペア等）に跨る取引期限に関し、合理的な理由がないにもかかわらず、互いに短い間隔のずれを設けることにより、銘柄を跨つて反復・継続的に過度の投機的取引を助長するような形となっていないか。</p> <p>c. 取引期間中、取引期限に至るまで、可能な限り、顧客の買付取引注文又は売付取引注文（新規取引注文を含む。）に応じているか。</p> <p>口. 権利行使価格について</p> <p>a. 顧客が取引に係るリスクを正確に把握して適切に投資判断を行えるよう、取引期間の開始前に、取引に係る権利行使価格を決定・提示しているか。</p> <p>b. 過度の投機的取引を助長するような、取引期間の開始時点の原資産の価格から著しく乖離した価格に権利行使価格を設定していないか。</p> <p>ハ. 取引の公正性について</p> <p>同一の原資産、取引期間及び権利行使価格を有する商品について、新規買付取引と新規売付取引の機会を同時に提供する方法、又は、権利行使価格について、全ての顧客が損失を被る場合が発生するような設定（いわゆる「総取り」）を排除する方法により、店頭デリバティブ取引業者のみが有利となる取引条件を取り除いているか。</p> <p>二. 取引価格（対価）について</p> <p>権利行使期間、権利行使価格及び原資産の価格等に照らし、公正な</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>方法により取引価格（対価）を算出しているか。</u></p> <p><u>② 顧客管理・取引管理に係る留意事項</u></p> <p><u>店頭デリバティブ取引業者は、個人向け特定店頭オプション取引について、例えば以下の点に留意して、顧客の属性等に応じた適切な取扱いを行っているか。</u></p> <p><u>イ. 顧客の知識・経験・資力に応じた取引開始基準を設定しているか。</u></p> <p><u>ロ. 顧客の属性に応じた取引限度額を設定し、モニタリングを行っているか。</u></p> <p><u>③ 顧客への情報提供に係る留意事項</u></p> <p><u>店頭デリバティブ取引業者は、顧客が取引に係るリスクを正確に把握して適切に投資判断を行えるよう、個人向け特定店頭オプション取引について、そのリスク、商品内容及び損益実績等について、必要かつ十分な説明・情報提供を行っているか。また、店頭デリバティブ取引業者の広告により、投資者が過度な期待や誤った認識を持つことがないよう、広告・宣伝の適正化や適切な広告審査態勢の整備を行っているか。</u></p> <p><u>④ 適切な取引条件に係る留意事項</u></p> <p><u>イ. 取引条件の算出根拠の開示について</u></p> <p><u>顧客が合理的な投資判断を行うことができるよう、取引価格、権利行使価格及び判定価格の設定根拠について、十分に顧客に説明しているか。</u></p> <p><u>ロ. 取引停止（いわゆる「売切れ」）について</u></p> <p><u>取引停止は顧客へのサービスの中止、流動性の供給の停止となることを踏まえ、顧客への影響を考慮し、以下の対応を行っているか。</u></p> <p><u>a. 顧客に対し、事前に取引停止の判断基準を説明しているか。</u></p> <p><u>b. 取引停止の発生時に、発生した旨及びその理由をホームページ等</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>に公表するほか、文書で保存しているか。</u></p> <p><u>c. 取引停止の発生時に、担当部署以外の第三者等による発生原因の解明やモニタリングを行い、再発防止に取り組んでいるか。</u></p> <p><u>ハ. 取引条件に関するモニタリングについて</u></p> <p><u>取引価格や判定価格について、担当部署以外の第三者等によるモニタリングを行い、適切性を検証しているか。</u></p> <p><u>(2) 監督手法・対応</u></p> <p><u>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された店頭デリバティブ取引業者の業務執行態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求ることを通じて、店頭デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p>
IV-3-3-4 通貨関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢 (略)	IV-3-3-5 通貨関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢 (略)
IV-3-3-5 有価証券店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢 (以下略)	IV-3-3-6 有価証券店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢 (以下略)